# 障がい者支援施設等において製作された物品の買入等に係る随意契約の実施に伴う公表 (契約の締結前)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により契約を締結することとしたので、倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)第118条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

- 1 契約を締結する前に公表する事項
  - (1) 契約の内容
    - ア 買い入れようとする物品又は提供を受けようとする役務 ふるさと納税パンフレット封筒詰め及び宛名シール貼り作業
    - イ アの規格及び数量 別紙1のとおり
    - ウ 納入場所又は実施場所 倉吉市役所 商工観光課
    - エ 納入時期又は履行期間 令和4年4月4日(月)から令和4年4月6日(水)まで
    - オ その他 詳細は仕様書のとおり・・別紙1のとおり
  - (2) 契約の相手方の決定方法
    - (3)の選定基準により一者を契約の相手方の候補者に選定し、その者を契約の相手方に決定する。ただし、その者が見積もった契約の金額その他の理由により、契約の相手方に決定しない場合がある。
  - (3) 契約の相手方の選定基準 次に掲げる事項に適合する者を候補者とすること。
    - ア 選定の方法 倉吉市内に主たる事務所を置くシルバー人材センターを選定すること。
    - イ アの方法による理由 地方自治法施行令第167条の2第3号
  - (4) その他契約の締結に必要な事項
    - ア 契約の締結の時期(予定) 令和4年4月上旬
    - イ 問合わせ先
      - (ア) 生活産業部商工観光課
      - (イ) 電話 0858-24-5478

ファクシミリ 0858-22-8136

電子メールアドレス furusato@city.kurayoshi.lg.jp

- 2 契約を締結した後に公表する事項
  - (1) 契約の相手方 契約を締結した後に公表する。
  - (2) (1)の者を契約の相手方に決定した理由 同上
  - (3) その他契約の締結の状況 同上

#### ふるさと納税パンフレット封筒詰め及び宛名シール貼り作業仕様書

#### 1 持込物

①封筒(A4サイズ) 約 15,000 枚②お礼状 約 15,000 枚③ふるさと納税パンフレット 約 15,000 部④宛名シール 約 15,000 枚

#### 2 作業内容

- (1)封筒詰め・宛名シール貼り
  - ・封筒にお礼状、パンフレットを入れて封をする。
  - ・封筒に宛名シールを貼る
- (2)成果物の移動及び集荷等
  - ・作業の進捗状況に応じて使用する資材の配布をし、成果物の移動及び集荷を行う。

## 3 注意事項

- ・個人情報が含まれているため、封筒が破れるなどして使えなくなった場合でも、全ての封 筒及び宛名シールは倉吉市へ返還すること。(<u>破棄しない。</u>)
- ・持込物が何らかの理由により使用できなくなった場合は、その都度倉吉市に相談すること。
- ・成果物の順番は宛名シールの郵便番号順とし、その順番でケースへ入れること。
- ・成果物には、宛名シールに記載する通し番号において 100 ごとに、その番号を書いた付せん等の目印を付けること。

### 4 委託期間

令和4年4月4日(月)~令和4年4月6日(水)

5 成果物の受け取りについて

倉吉市が郵便局へ搬入の手続きをするので、方法が決定次第ご連絡します。